

現職教育資料

- ◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫・・・・・・・・ 1～5
- 2 特別支援学級における特別の教育課程・・・・・・・・ 6～7
- 3 通級による指導における特別の教育課程・・・・・・・・ 7
- 4 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用 8
- ◇おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8



シリーズ「新学習指導要領」 No.3

障害のある児童などへの指導（小学校編）



◇ はじめに

新学習指導要領では、特別支援教育に関して、総則の第3章「第4節 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導（1）障害のある児童などへの指導」に、四つの内容（ア～エ）が示されています。

通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上、特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や、個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に示されるなど、記述を充実させています。

実際の指導に当たっては、児童の障害の種類や程度を十分に理解した上で、教員一人一人が指導方法の工夫を行うことが重要です。今回、各教科等においても、障害のある児童などに対して学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことを規定し、具体例を各教科等の解説において示しています。

1 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫

ア 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫
 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(1) 障害の状態等に応じた指導

障害のある児童などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童で発達障害の可能性のある者も含まれています。

このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。また、このような考え方は、学習状況の評価に当たって、児童一人一人の状況をきめ細かく見取っていく際にも参考となります。その際に、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。

一方、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではありません。特別支援教育において大切な視点は、児童一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下、「障害の状態等」という。）により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。

(2) 組織的・計画的な取組について

校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要があります。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

各学校は、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切です。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間で、個々の児童に対する配慮等の必要性について共通理解を図るとともに、教師間の連携に努める必要があります。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての児童に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切です。

(3) 各教科等における指導内容や指導方法の工夫

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」においても、次のとおり規定されています。

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

① 通常の学級での工夫

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童などが在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要です。

障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが求められます。

今回の解説においては、次頁の【別表】にあるように、各教科等における配慮の例が示されていますので、参考にしてください。

② 指導内容や指導方法の工夫を検討する際の留意点

指導内容や指導方法の工夫を検討する際には、各教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

各学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなども必要です。

【別表】 小学校各教科等における配慮の例

教科等	配 慮 の 例
国 語	【文章を目で追いながら音読することが困難な場合】 ・自分がどこを読むのかが分かるように、教科書等の文を指等で押さえながら読むよう促す。 ・行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意する。 ・語のまとまりや区切りが分かるように分ち書きされたものを用意する。 ・読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する。
	【自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合】 ・児童の日常的生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせる。 ・気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示す。 ・気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させる。
	【声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合】 ・多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるようにする。 ○紙やホワイトボードに書いたものを提示する。 ○ICT機器を活用して発表する。
社 会	【地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合】 ・読み取りやすくするために、掲載されている情報を精選し、視点を明確にする。 ○地図等の情報を拡大する。 ○見る範囲を限定する。
	【社会的事象に興味・関心がもてない場合】 ・社会的事象の意味を理解しやすくするため、社会の営みと身近な生活がつながっていることを実感できるように、特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにする。
	【学習問題に気付くことが難しい場合】 ・社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫する。
	【予想を立てることが困難な場合】 ・見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにする。
	【情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合】 ・見本を示したワークシートを作成する。
算 数	【児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合】 ・児童が具体的にイメージをもつことができるように、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換える。
	【文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合】 ・児童が数量の関係をイメージできるような工夫を行う。 ○児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げる。 ○場면을具体物を用いて動作化させる。 ○解決に必要な情報に注目できるように文章を一部分ごとに示す。 ○図式化する。
	【空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合】 ・児童が空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明させたり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握させたりするなどの工夫を行う。
	【データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合】 ・児童が目的に応じたグラフの表し方があることを理解できるように、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付かせることができるようにする。
	【実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合】 ・実験の目的を明示する。 ・実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示又は配布する。
理 科	【燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合】 ・教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにする。
	【自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察することが難しい場合】 ・観察するポイントを示す。 ・ICT教材を活用する。

教科等	配慮の例
生活	【言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい場合】 ・説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習などを行う。
	【みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合】 ・大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習の場面に即して、児童の生活経験等を踏まえながら具体的に教える。
	【自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合】 ・児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように配慮する。 ○考える項目や順序を示したプリントを準備する。 ○事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにする。
	【学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合】 ・学習経過を思い出しやすいように、学習過程などの分かる文章や写真、イラスト等を活用する。
音楽	【音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合】 ・要素に着目しやすくなるように、要素の表れ方を視覚化、動作化する。 ○音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりする。
	【多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合】 ・視覚的に情報を整理する。 ○拡大楽譜などを用いて声部を色分けする。 ○リズムや旋律を部分的に取り出してカードにする。
図画工作	【変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合】 ・造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮する。 ○特徴が分かりやすいものを例示する。 ○多様な材料や用具を用意する。 ○種類や数を絞る。
	【形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合】 ・形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定する。
家庭	【学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合】 ・落ち着いて学習できるようにするための工夫をする。 ○道具や材料を必要最小限に抑えて準備する。 ○整理・整頓された学習環境で学習できるようにする。
	【活動への関心をもつことが難しい場合】 ・約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示する。 ・体感できる教材・教具を活用する。
	【周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい場合】 ・手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保する。
体育	【運動領域の指導】 ・当該児童の運動（遊び）の行い方を工夫するとともに、活動の場や用具、補助の仕方に配慮するなど、困難さに応じた手立てを講じる。
	【保健領域】 ・新たに示された不安や悩みなどへの対処やけがの手当などの技能の実技指導については、運動領域の指導と同様の配慮をする。
	【複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合】 ・極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることを考慮した配慮をする。 ○動きを細分化して指導する。 ○適切に補助をしながら行うなどの配慮をする。
	【勝ち負けに過度にこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合】 ・活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることを考慮した配慮を行う。 ○活動の見通しを立ててから活動させる。 ○勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認する。

教科等	配慮の例
外国語	<p>【音声を取り取ることが難しい場合】 ※外国語活動と共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるように、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表す。 ・本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。 <p>【1単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくする。 <ul style="list-style-type: none"> ○外国語の文字を提示する際に字体をそろえる。 ○線上に文字を書かせる。 ○語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には、貼る位置や順番などに配慮する。
特別の教科 道徳	<p>【他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化する。 ○ルールを明文化する。
総合的な 学習の時間	<p>【様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示する。 <p>【関心のある事柄を広げることが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関心のもてる範囲を広げることができるように、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していく。 <p>【様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりする。 <p>【学習の振り返りが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習してきた場面を想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出すための手掛かりが得られるようにする。 <p>【人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して発表できるように、児童の表現を支援するための手立てを工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> ○発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにする。 ○ICT機器を活用する。 <p>【自己肯定感の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における配慮を踏まえて対応する。 ・得意なことを生かすという視点から行う。
特別活動	<p>【相手の気持ちを察したり理解することが苦手な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えさせる。 ・相手の意図を理解しやすい場面に置き換えて指導する。 ・イラスト等を活用し、視覚的に表して指導する。 <p>【話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの回り方についての指導をする。 <p>【学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見通しがもてるよう各活動や学校行事のねらいや活動の内容、役割(得意なこと)の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行う。 ・周囲の児童に協力を依頼しておく。 <p>【特別活動の実践を生かした学級経営の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の児童が、配慮を要する児童の障害や苦手なものについて理解して接したり、同じ学級の一員としての意識を高めて関わったりすることができるように、学級におけるよりよい人間関係を形成する。

2 特別支援学級における特別の教育課程

特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について、今回新たに次のとおり示されました。

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
 - (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(1) 自立活動について

① 自立活動とは

(ア)では、自立活動を取り入れることを規定しています。自立活動は、児童が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとするものです。

自立活動の内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、下記の一覧表のとおり六つの区分の下に、27項目が設けられています。

② 自立活動の取扱い

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。よって、児童一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」において、どのような観点で整理し、計画していくのか、発達障害を含む多様な障害に対する児童等の例を解説しているので参照してください。

〈自立活動の区分・項目一覧表〉

区 分	項 目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(2) 実態に応じた教育課程編成の考え方

① 実態に応じた教育課程編成

(イ)では、実態に応じた教育課程編成の考え方が示されています。学級の実態や児童の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することになります。

小学校学習指導要領解説では、知的障害者である児童の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例を下記のように示しています。

〈各教科の目標設定に至る手続きの例〉

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、学習指導要領の第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。

② 保護者等への説明責任や指導の継続性の担保

教育課程を検討し、決定した際、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫し、評価し改善していくことが大切です。

3 通級による指導における特別の教育課程

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している障害のある児童に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

① 特別の教育課程編成の規定

今回の改訂では、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、次の規定において下線部分が新たに加われました。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

② 各教科の内容を取り扱う場合

平成28年文部科学省告示第176号において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた部分が、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。」と

改正されました。つまり、通級による指導の内容については、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されました。

③ 標準の授業時間

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。また、児童が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要です。

4 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

① 特別支援学級に在籍する児童及び通級による指導を受ける児童への作成・活用について

今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する上記の二つの計画について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成し活用することとなりました。

② 通常の学級に在籍する障害のある児童など(通級による指導対象者を除く)への作成・活用について

通常の学級においても障害のある児童などが在籍していることから、通級による指導を受けていない障害のある児童などの指導に当たっても、計画を作成し活用しに努めることとされています。

③ 活用のための留意点

個別の教育支援計画の活用に当たっては、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。

個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある児童などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要があります。

そのためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が計画に対する正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります。

◇ おわりに

「シリーズ『新学習指導要領』」No. 3では、特別支援教育に関わる内容について紹介しました。県教育委員会では、平成30年度『特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引』を作成しています。次年度以降、各学校での特別支援教育の充実のため、『教育支援資料』（文部科学省：平成25年10月）や『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』（文部科学省：平成29年3月）と併せて御活用ください。

栃木県教育委員会の関係ホームページアドレス：

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/shidoushiryou/gensyoku.html>

